

子牛の登録に立ち会いました。

6月に産まれた黒毛和種の子牛「叙叙（じょじょ）」の血統登録に酪農部の生徒が立ち会いました。犬や猫と同じように、純粋な品種である場合、血統の登録を行う必要があります。この登録を行わないと、たとえ純粋な黒毛和種でも黒毛和種と照明することができず、精肉になっても国産牛と表記されることになります。

登録には授精証明書などの書類の他に、生体の状態確認と、鼻紋の採取が必要です。鼻紋は人間の指紋と同様、一頭ごとに違うため、個体の証明に使うことができます。今回立ち会えた生徒は、検査員の方のご厚意で鼻紋を実際に採らせていただきました。

